

令和2年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和2年9月15日(火)

令和2年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年9月15日(火) 開議 午前10時00分
閉会 午前12時04分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	神谷純平
--------	------	----	------

出席議員の報告

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 2 | 認定案第 1 号 | 令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定案第 2 号 | 令和元年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定案第 3 号 | 令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定案第 4 号 | 令和元年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定案第 5 号 | 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定案第 6 号 | 令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定案第 7 号 | 令和元年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定案第 8 号 | 令和元年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 10 | 認定案第 9 号 | 令和元年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 11 | 認定案第 10 号 | 令和元年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 12 | 認定案第 11 号 | 令和元年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 13 | 認定案第 12 号 | 令和元年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 14 | 認定案第 13 号 | 令和元年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 15 | 議案第 46 号 | 東栄町環境保全条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 47 号 | 東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 48 号 | 東栄町土地利用調整条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 49 号 | 東栄町町税条例の一部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 51 号 | 令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 20 | 議案第 52 号 | 令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 2 号）について |

- 日程第 2 1 意見書第 2 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 2 2 意見書第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について
- 日程第 2 3 報 告第 7 号 専決処分した事件の報告について
- 日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開会 -----

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第3回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に御配付した日程のとおりでございます。

----- 追加上程 -----

ここでお諮りいたします。日程第20の次に、日程第21意見書第2号定数改善計画の早期策定、実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について。日程第22意見書第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案の提出について、日程第23報告第7号専決処分した事件の報告について。日程第24議会運営委員会の閉会中の継続審査について、4案件が本日追加提出されましたので上程したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、日程第21から日程第24までの4案件を、追加することに決定いたしました。

----- 委員長報告 -----

議長（原田安生君）

日程第1、委員長報告を行います。去る9月4日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件に対しての審査結果について、各委員長に報告を求めたいと思います。初めに決算特別委員長からお願いをいたします。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番、決算特別委員長

7番（伊藤紋次君）

それでは、東栄町議会決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。去る9月4日の本会議におきまして、本委員会に付託された付議事件は、認定案第1号令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定案第13号令和元年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの13案件でありました。これを受けまして、9月8日の午前10時から、当会議室におき、決算特別委員会を開催いたしました。決算特別委員会の委員長及び副委員長は、選任の結果、私が委員長、伊藤芳孝委員が副委員長の職務を行うこととなりました。出席は、議会側は委員全員と議長、執行部は町長初め副町長、教育長、参事、各課長、課長補佐、係長の出席のもと慎重審査をいたしました。以下、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。なお、本委員会は、議員全員で構成され全員が出席いたしておりますので、質疑等の詳細は省略させていただきます。最初に、認定案第1号令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について。引き続き、認定案第2号令和元年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての2議案を審査いたしました。歳入及び歳出の質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、認定案第3号令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第4号令和元年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第5号令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定案第6号令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を順次行いました。歳入と歳出の質疑を行い、討論はなく、原案のとおり、認定すべきものと決しました。次に、認定案第7号令和元年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。歳入及び歳出の質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。次に、認定案第8号から認定案第13号までの令和元年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括にて審査を行いました。歳入と歳出の質疑を行い、討論はなく、原案のとおり、認定すべきものと決しました。委員各位には、よろしく御審議の上、当委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願いいたしまして、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

決算特別委員長の報告は終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。それでは、総務経済委員長に報告を求めます。
（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。総務経済委員長。

1番（伊藤芳孝君）

総務経済委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第47号東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の制定について。議案第48号東栄町土地利用調整条例の一部改正について。議案第49号東栄町町税条例の一部改正について。議案第51号令和2年度東栄町一般会計補正予算第5号について関係分、以上、計4議案が付託されました。9月11日の委員会審査の結果、議案第47号、48号、49号については、全会一致。議案第51号については、賛成多数で原案のとおり可決されました。なお、本委員会は、議員全員で構成され、全員が出席しておりますので、質疑、討論及び採決につきましては、省略させていただきます。また、送付されました1件の陳情書についても協議を行いました。陳情第12号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。協議の結果、陳情第12号を採択することを全会一致により確認しましたので、陳情第12号を意見書として本日追加上程させていただきました。以上で総務経済委員会の審査報告を終わります。

議長（原田安生君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いて、この報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。
次に、文教福祉委員長に報告を求めます。
（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。文教福祉委員長。

5番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には、議案第46号東栄町環境保全条例の制定について。議案第51号令和2年度

東栄町一般会計補正予算第5号関係分について、議案第52号令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算第2号についての3議案と陳情2件の合計5件が付託されました。初めに、議案審査の結果です。9月11日の委員会審査の結果、議案第46号は全会一致で、議案第51号、第52号は賛成多数にて、いずれも原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。なお、本委員会は、議員全員で構成され、全委員が出席しておりますので、主な議案の質疑項目のみ報告させていただきます。議案第46号は、事業者の排水による鮎などの影響、狩猟などによる動物等の埋設の関係、罰則規定、違反等の事業者の公表、条例制定による適用範囲と法的な効果、環境影響評価書、条例の運用のあり方などについて、また議案第51号は、中学校海外派遣研修事業、医療、福祉関係者のコロナ感染に関わる手当の検討、国の補正予算との関係などについて、議案第52号は、公用車購入について等の質疑がありました。続いて送付されました次の2件の陳情書について協議を行いました。陳情第10号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、陳情第13号私立高校生の父母負担を軽減し学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料制度を維持し拡充を求める陳情についての2件です。協議及び表決の結果、陳情第10号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書は採択とし、本日の本会議に追加上程いたします。なお、陳情第13号は、議長預かりとなりました。その他の議題として、執行部から、インフルエンザ予防接種の助成費用の増額についての方針説明がありました。以上で、文教福祉委員会の審査結果を終わります。

議長（原田安生君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

質疑を打ち切ります。以上で、各委員会の委員長報告を終了します。

----- 認定案第1号 -----

議長（原田安生君）

これより、各案件の審議に移ります。各認定案につきましては、去る9月8日の決算特別委員会において十分審査をさせていただいておりますので、質疑については簡略をお願いいたします。

それでは、日程第2、認定案第1号令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定に

ついでにこの件を議題といたします。認定案第1号の質疑に入ります。初めに歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「議長、4番」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、4番。

4番 (浅尾もと子君)

本会議初日でお尋ねしたこともありますが、令和元年度の決算は、過去何番目の決算規模であったか、伺います。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、総務課長。

総務課長 (内藤敏行君)

それではお答えします。令和元年度の決算額でございますが、15年ぐらい調べさせていただきました。令和元年度につきましては最高額でございます。以上です。

(「議長、4番」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、4番。

4番 (浅尾もと子君)

最高額とおっしゃるのは、歳入歳出ともにとりいう理解でよろしいですか。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、総務課長

総務課長 (内藤敏行君)

そのとおりでございます。

議長 (原田安生君)

その他ございますか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で歳出を終わり、続いて歳入全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、認定案第1号の質疑を打ち切ります。続いて本案について、討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。反対ですか。まず、原案に反対者の発言を許します。

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。私は、令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算の認定に反対する立場から討論を行います。村上町長は、令和元年度の予算大綱説明に、住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりを着実に推進していくと記しています。この1年、食料品店など、既存店が次々と廃業し、東栄医療センターの透析、救急、時間外診療は中止となり、町の医療は大幅に縮小しました。高齢の町民は私に、住み続けたいと思っても、住み続けられない。息子の家に行くのが10年早まった。年寄り死ねということか、との声を寄せており、また連日のように、救急車がサイレンを鳴らして、国道新城方面へ走っていく町となりました。令和元年度の若者定住奨励金対象となった移住者は、Iターンで18人、Uターン6名の各24人で、前年度比で8人プラスという成果であります。しかし、町の人口は3100人を切り、令和元年度決算で、町税は、前年度比3.3%減の3億1736万円です。令和元年度決算額は、当初予算36億円を大幅に上回る46億円となりました。これは、過去15年度で最大の決算規模とのことであります。しかし内容を見ますと、東栄病院特別会計の清算金10億8800万円を一般会計の財政調整基金に繰り入れたり、防災行政無線の今年度の更新事業費2億7700万円などが目につき、巨額の財政支出が必ずしも町民の福祉の向上、充実につながったとは考えられません。私は、以下4点にわたり、町長の予算大綱の目的は達成できていないと考えております。第1に、東栄病院の清算金10億8800万円は、町の医療充実のために使うべきだったという点です。私は、東栄病院の会計に積み上がった清算金は、医師や看護師の確保、医療機器の購入など、町の医療充実のために活用すべきだったと考えます。しかし町長が、これを一般会計の財政調整基金に繰り入れたことで、道路工事、保健福祉センター建設、果ては将来の新庁舎

建設にまで、自由に支出することができる基金に変えてしまったことは大問題です。事実、令和2年度の当初予算で、この基金から2億円が取り崩され、一般会計の諸事業に充てられています。町長は、東栄医療センターは3億円の赤字だと繰り返す一方で、東栄病院時代に積み立てられた大切な清算金10億8800万円を医療以外の目的で使うという、矛盾した財政運営を行っていることを指摘しておきます。第2に、防災行政無線の2億7700万円は、全町民の生命と財産を守る事業になっていないという点です。防災行政無線の整備事業は総額6億円。町は、屋外スピーカー30基と、とうえいチャンネル事業で災害に備えるとしていますが、全町民に災害情報を届けることができないことが判明しました。国、総務省は、大災害時代に備えて、戸別受信機の普及を推奨しているというのに、町長は、戸別受信機を配備しないことを決めました。総務省に問い合わせますと、戸別受信機の整備費用は、7割が特別交付税として措置されるとのことです。私は、改めて、国が推奨する戸別受信機の配備の検討を求めたいと思います。第3に、令和元年度、町職員の中途退職者が8人おられたということです。町の答弁によると、退職者の勤続年齢別の内訳は、3年未満5名、3年から10年未満1名、10年以上2名でありました。若い職員が3年未満で、5人もやめられているという事態は、個々の事情はどうであれ、やはり深刻です。4点目、村上町長のもと、情報公開は後退し、町民にとって重大な問題が一方的な報告で決められるようになった点です。私は積極的な情報公開と共有をうたった、まちづくり基本条例違反だと考えます。令和元年9月、村上町長は、透析中止という重要な報告を、町民が傍聴できない非公開の議会の場で行いました。令和元年、大きな反対運動が起こった西菌目に進出予定のバイオマス事業の計画も長く町民に知らせませんでした。さらに、令和元年度は、医療センター建設を控えた重要な周知期間であったにもかかわらず、地区懇談会は、4回にわたる延期の末、結局実施されませんでした。町のパブリックコメント要綱には、パブリックコメントの対象について、広く町民の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定または変更と書かれています。村上町長がこの規定を守らず、町民の意見を聞かなかったことは許されません。東愛知新聞の報道によりますと、村上町長は、昨年春の町長選挙の勝利の万歳の後、選挙戦では医療の問題が争点となった。町民にしっかりと説明が行き渡っていないことが一因だった。次の4年間ではしっかりと説明して信頼の中で、中略であります、まちづくりをしたいなどと語っています。しかし実態は正反対ではないでしょうか。私は町長が掲げる町民との対話による町政運営の原点に立ち戻り、まちづくり基本条例、パブコメ要綱に基づき、町民の声を正面から聞き、情報を隠すことなく、地方自治の本旨である住民福祉の増進のために奮闘していただくことを求めまして反対討論とします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、6番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、6番。

6番(伊藤真千子君)

認定案第1号、令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論します。本町の財政は極めて厳しい中ではありますが、令和元年度の予算編成は、町の基本構想の目標を掲げ、長期的な視点から将来の姿に向けた政策であり、限られた財源を有効かつ合理的に有意義のある住民のための予算執行となりました。令和元年度分決算書が新しい書式となり、以前まで別冊であった決算の概要も1冊にまとめられ、事業などのつながりや関連を確認することができ、報告書も書式を統一したこと、また、各会計の過去5年分の歳入歳出、基金残高、地方債発行額、元利償還額、健全化判断比率などをグラフ化することで、推移も確認でき、町の財政状況の把握ができました。主要施策の成果にかかわる報告書では、予算款項目ごと、事業名、担当課、決算書、該当ページ、予算額、財源内訳、事業概要、実績、成果の記載があり、表やグラフを用いることで推移が明確にわかりました。また今後の課題、問題点を書くことにより、職員の事業への取り組みや改革の意欲を感じます。令和元年度一般会計歳入歳出金額は、歳入47億8467万5869円。歳出46億819万6079円。差し引き支給額1億7647万9790円。翌年度繰越金3356万4000円。積立金11億1096万4千円。単年度収支比率8億8088万7000円の貯金ことができました。昨年よりも歳入歳出が大きく増加しています。これは国民健康保険東栄病院特別会計清算金10億8816万4000円を歳入に計上し、同額を財政調整基金に積み立てたことが大きく影響しています。また2カ年事業の同報系移動系防災行政無線整備の、2億8100万円が予算規模の原因と考えます。財政構造の弾力性を示す経常収支比率も昨年より約3ポイント下がり、94.3%になっています。平成28年度から4年間90%を上回り、慢性的な財政構造の硬直化が懸念されますが、財政健全化判断の4指数はいずれも基準範囲内の結果となっており、早期健全化基準を下回っていることは職員の努力と成果の結果と評価します。また、今後は、決算審査の指摘事項でもあります、行政評価とともに組織改革、システム改革への努力、新たな東栄診療所建設方針の中で、既存施設のあり方、職員研修、評価制度の充実、集落組織のあり方、行政組織の伝達のあり方、またコロナによる財政状況や暮らしが厳しいことから、個別の事由に応じた徴収体制に十分な配慮を行い、経費節減、以上のことを念頭に、財政健全化に取り組むことを、全職員が認識をし、意識を高め、今後の村上執行部の町財政運営に期待します。また議会としても会議の中で提言させていただくことを申し上げ、東栄町一般会計歳入歳出決算に賛成討論とします。

議長（原田安生君）

ほかに討論ございませんか。

（「議長、3番」の声あり）

3番、反対ですか。

議長（原田安生君）

原案に反対者の発言を許します。

3番（山本典式君）

反対討論いたします。東栄医療センター建設関連の決算については、例外規定である継続費でもって予算が提出され、議会において賛成多数で可決されましたが、しかし、例外規定である継続費で取り扱ったことは、当初から不適切であり、重大な違反があったことを指摘し、予算には反対してきました。この点についてはこれまでも何度か、町の考えをただしてきました。今回の決算についても、たとえ予算イコール決算だとしても、このような経緯からして、反対せざるを得ません。以上をもって反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

賛成討論をさせていただきます。決算認定は、予算が法令や規則を遵守しているか。いわゆるコンプライアンスの問題はないか。踏むべき手続を踏んでいないか。取り組むべき課題に取り組んでいないか。法令や制度などを活用した政策になっていないか。活用すべき法令や制度を活用せず、無駄が生じていないかなど、議会が議決した予算が、適正に使われて実行されているかどうかを審査するものであります。その上で、この決算を認定するしないといったことを判断すべきもんだと思います。余分な話になりますが、かもしれませんが、以前私も決算認定には反対をしたことがあります。それは、緊急でやむを得ないような理由もなく、何に使うかも決まっていない。もちろん、議会の議決とか、そのような方向で進むというような手続も踏まずに、町長は、直接交渉で民地を20年契約で、予備費を流用して契約をしたり、どのように扱うかわからない、決まってもいない、カメラやパネルの寄附を受け、移動や保存などに予備費から多額な費用を支払っていたなどの理由でその時には反対をしました。また、県が管理している、道路の視距改良の予算が提案されたこともあり、予算案の時

には反対をしましたが賛成多数で可決をされました。予算決算認定で、監査委員は適正な支出である、との報告もあり、反対しなかった経緯もあります。そういった意味で、決算認定は、議決された予算が適正に使われているかどうかについて認定すべきものであり、今回は不正な使用はなかったと考え、賛成します。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、認定案第1号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<挙手 賛成者5名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、認定案第1号、令和元年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定されました。

----- 認定案第2号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第3、認定案第2号令和元年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。認定案第2号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。反対ですか。

議長（原田安生君）

まず、原案に反対者の発言を許します。

4 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。反対討論をいたします。国民健康保険制度は、社会保険と異なり、農林漁業者、自営業者、非正規労働者、退職者、無職の方などが加入する、国の医療保険における最後のセーフティーネットと呼ばれる制度です。令和元年度の、愛知県の標準保険料率が上がったことで、町民の国保料負担は大幅に増えました。1人当たりの調定額は9万7117円、1世帯当たり14万1149円であります。これは、3年連続の増額です。お子さんなど家族がおられる事業者などの場合は、家族人数分の均等割額2万1400円を上乗せして負担しなくてはなりません。その一方で、決算額は2132万円の前年並み黒字収支でありました。私たち議会における決算質疑の意味とは何でしょうか。この議員必携には、予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいて、その行政効果や経済効果を測定し、住民にかわって行政効果を評価する極めて重要な意味があることを再認識すべきである。また、審査の結果は、後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきであると書かれています。即ち決算の質疑と討論が次年度以降の予算編成に生かされるよう求めて行うものであります。令和2年度の愛知県の標準保険料率は、医療分の所得割では10.27%から5.97%へと半減近い大きな減少となっております。均等割は1万7192円の減少、平等割は1万2525円の減少という基準が示されたにもかかわらず、町が令和2年度の国保料率を令和元年度と全く同じ水準に設定したことは大問題です。国保の加入者には、コロナ危機のもと、収入が激減した自営業者や労働者が多くおられます。私は、これ以上国保料を引き上げることは許されない。引き下げを求めまして、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2 番（森田昭夫君）

賛成をいたします。国保料に限らず、町民税だとか、県民税、あるいは所得税、消費税など、できる限り住民負担は安いほうがいいと考えているのは、ここにいるみんな、皆さんが考えていることだと思います。私もいただいた給与の中から多額な国保料を支払っており、一旦手にしたお金を、半ば強制的に手放さなければならないのは、

非常につらいものがあり、保険料を安くしてほしいという意見には大賛成をいたします。しかし、国民健康保険料、いわゆる国保は、病気やけがをした場合に、安心して医療を受けることができるように、加入者が、所得に応じて普段から保険料を納め、医療費の負担を互いに支え合う、いわゆる助け合う、今回の新しい総裁も、申し上げていた、共助という精神が入った制度であります。国保は、全ての人が何らかの医療保険を加入する事になっていますが、我が国の国民皆保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献をしています。国保制度は、日本が他国に誇れる皆保険の制度で、国保料をたくさん支払っている方も、均等割など、少ししか払っていない方も同じ治療を受けることができ、治療費は2割から3割で済みます。では、どうしたら国保料の負担を少なくすることができるのか、私なりに考えてもみました。今、私たちにできることは、大きく二つのことがあるのかなと思います。一つは、病気やけがをしない健康な生活を送れる社会をつくることです。病気やけがが少なくなり、病院や診療所を必要としない、快適な生活を送れる町民の方々が増えれば、その分、国保料も少なくなるわけですから、議員として、国保料の負担を減らすという活動よりも、病気にならないようにするにはどうすればよいかを考え、町民に働きかけ、実行すべきではないかと考えます。二つ目は、以前の国保は、市町村ごとの単位で行って来ました。現在は、過疎化や高齢化などで、住民が偏在するようになって、脆弱な自治体は、国保の維持が非常に困難になってきました。現在は、愛知県全部の市町村が加入して県単位で国保運営を行っています。国保料の負担率もここで積算していますので、負担率の低減を要求するなら、知事または県議会議員にお願いをして、負担比率の提言をしていただくよう要求するのが筋であり町長ではありません。また、県議会議員などを通じて、県から、多額な一般会計を繰り入れしていただければ、国保運営も資金運営は非常に楽になりますので、効果的な方法であると思います。ぜひとも、浅尾議員から県議会議員に働きかけをしていただき、国保料を安くするようにしていただけたらありがたいと、こんなふうにも思います。まだほかにも、国保料を減免するには安価な治療費の開発や治療方法で医療費を安くしたり、あるいは病院や診療所の維持費や診療費を安くするなどの方法もあると思いますが、脆弱な自治体が、脆弱な自治体の議員が町民のためにすべき、1番の方法は、先ほども申し上げましたが、健康で快適な生活を送れる町民を、1人でも多く増やすことが1番であると指摘しまして、国保会計決算認定の賛成討論といたします。

議長（原田安生君）

ほかには討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、認定案第2号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者 6名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、認定案第2号令和元年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は原案のとおり認定されました。

認定案第3号

議長（原田安生君）

次に、日程第4、認定案第3号、令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより認定案第3号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は本案を認定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、認定案第3号、令和元年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出、決算認定についての件は、原案のとおり認定されました。

認定案第4号

議長（原田安生君）

次に、日程第5、認定案第4号令和元年度、東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。

す。質疑はございませんか。
〔なし〕の声あり

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります討論ございませんか。
〔なし〕の声あり

議長（原田安生君）

はい、討論なしと認めます。これより認定案第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は認定することに御異議ございませんか。
〔なし〕の声あり

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、認定案第4号、令和元年度東栄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定されました。

認定案第5号

議長（原田安生君）

次に日程第6、認定案第5号令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。
〔なし〕の声あり

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります討論ございませんか。
〔なし〕の声あり

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより認定案第5号の件を、採決いたします。お諮りいたします。本案は、認定することに御異議ございませんか。
〔なし〕の声あり

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、認定案第5号、令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定されました。

認定案第6号

議長（原田安生君）

次に日程第7、認定案第6号令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより認定案第6号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案を認定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、認定案第6号、令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定されました。

認定案第7号

議長（原田安生君）

次に、日程第8、認定案第7号令和元年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。歳入歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、4番」の声あり)

議長(原田安生君)

反対ですか。まず、原案に反対者の発言を許します。

4番(浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子です。本議案の決算でわかる1点目は、有床診療所として再出発を切った東栄医療センターの実質収支額は3471万円となり、一般会計からの繰入額2億6737万円と合わせて事実上の赤字額は2億3265万円となったことです。しかし、この繰入額には、国の交付税が入っているのです、町の負担はさらに少なくなります。町の答弁では、令和元年度7800万円が交付税の基準財政需要額に算入されたということです。2点目は、東栄医療センター監理官の報酬が、何と、決算書の非常勤医師の報酬総額1億900万円の中に紛れ込んでいたことです。情報公開の資料によれば、医療センター監理官という事務職員が、令和元年度初めて特別職として、村上町長に任用されたことがわかりました。しかし、監理官の報酬額は、黒塗りとなっており、全くわかりませんでした。この監理官は、町役場の課長級がそろった行政報告会には出席する一方で、議会本会議には出席しないという職務の曖昧な任用であり、まさに特別なものと言わざるをえません。私は、このような任用に反対いたします。3点目は、今議会の議案第50号東栄町過疎地域自立促進計画の変更についての質疑の中で、森田議員の指摘で判明したのですが、令和元年度東栄病院の廃止、診療所化以降、町が名乗ってきた東栄医療センターという医療機関名が、本来なら使用許されない名称であったということです。すなわち、東栄医療センターという名称を使い続けることは、施設の規模、人員の配置、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現し、人を誤認させ、医療に関する広告、名称としては認められないものであり、国、厚労省の医療広告ガイドラインの誇大広告に抵触するという大問題です。今議会の質疑では、愛知県からこの名称ではまずいと指摘を受けたこと。東栄医療センターの名称は改めるという答弁も出てきました。私が、愛知県医務課に電話で聞き取りをしたところ、県は東栄町に対して平成31年3月から名称変更を再三求めてきたと言います。国のガイドラインでは、〇〇(まるまる)センターと名の出る医療機関をこのように定めています。救命救急センター、休日夜間急患センター、総合周産期母子医療センターなど、一定の医療を担う医療機関であるほか、地域における中核的な機能や役割を担っていると都道府県が認めた場合に限っています。県内で医療センターを名乗る施設は、おおよそ次のものがあります。1つは、入院ベッド728床、診療科目37科を擁する国立病院機構名古屋医療センター、2つ目は、愛知県精神医療センター、病床数273床、精神科、児童精神科等です。3点目は、豊橋医療センター、388床、緩和ケアなど22科ございます。4点目は、新型コロナ集団感染の

クルーズ船の乗客ら受け入れた藤田医科大学岡崎医療センター、ベッド数 400 床であります。どの医療機関も、まさに地域の中核的な医療施設であり、医療の中心を担っています。村上町長は、愛知県から、この名称ではまずいという誇大広告問題を指摘されて、是正を求められていたにもかかわらず変更に応じず、昨年 4 月の町長選挙を戦い、その後、1 年半にわたり、医療センターの名称を使い続けてきたこととなります。私は本当に驚きました。医療センターの丹羽センター長が、昨年 4 月から月に 1 回診療所だよりを発行していることは周知のとおりです。しかしその最初の号に、東栄医療センター（東栄診療所）と、しっかりと正しい名称を併記していたことは注目に値します。国のガイドラインによりますと、都道府県の中止、是正命令に従わなかった場合、最大で 6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金が開設者または管理者に課せられるほどの重大事態です。私は、医療従事者の皆さんが、医療法の禁じる、誇大広告違反の状態に置かれていることに怒りを禁じえません。私は、村上町長に対して、一刻も早く、県の指導に従い、実態を反映した正しい名称を東栄診療所に付けること。そして、医療従事者と町民に謝罪することを求めたいと思います。以上、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

認定案第 7 号、令和元年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算に対して、認定に賛成の立場で討論させていただきます。本東栄医療センター特別会計決算は、診療所化して、最初の年度の決算となります。新医療センター建設に向けて、基本構想、基本計画に基づき、ダウンサイジング、縮小していく過渡期の決算であります。入院外来ともに患者数が減少する中、2 億円以上の大きな赤字も出ているわけですが、今現在できうる医療をしっかりとやっていただいた結果が、このような決算になっていると考えます。また、施設整備までの間は、必要最小限の医療機器等の保守整備を行い、効率的で質の高い医療の提供に努めています。したがって、東栄医療センター特別会計は適正に会計処理が行われていることも踏まえ、賛成するものです。以上で賛成討論とさせていただきます。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上、討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより認定案第7号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<賛成者 6名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって認定案第7号、令和元年度東栄医療センター特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定されました。

----- **認定案第8号～13号** -----

議長（原田安生君）

日程第9認定案第8号から日程第14認定案第13号までの令和元年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての6案件につきましては、質疑から採決まで一括して行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって6案件を一括して議題とし、質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります討論ございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより認定案第8号から認定案第13号までの6案件を一括して採決いたします。お諮りいたします。6案件を認定することに御異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、認定案第 8 号から認定案第 13 号までの令和元年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての 6 案件については、原案のとおり認定されました。

----- **議案第 46 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 15、議案第 46 号東栄町環境保全条例の制定についての件を議題といたします。議案第 46 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 46 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 46 号東栄町環境保全条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第 47 号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第 16、議案第 47 号東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と、生活環境等の保全との調和に関する条例の制定についての件を議題といたします。議案第 47 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 47 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 47 号、東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境等の保全との調和に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第 48 号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 17、議案第 48 号東栄町土地利用調整条例の一部改正についての件を議題といたします。議案第 48 号の質疑に入ります質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 48 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号東栄町土地利用調整条例の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第 49 号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第 18、議案第 49 号東栄町町税条例の一部改正についての件を議題といたします。議案第 49 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより議案第 49 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号東栄町町税条例の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第 51 号

議長（原田安生君）

次に日程第 19、議案第 51 号令和 2 年度東栄町一般会計補正予算第 5 号についての件を議題といたします。議案第 51 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳出全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、歳入全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

4番、反対ですか。まず反対者の討論を許します。

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対の立場で討論いたします。東栄町は、9月議会で、国の新型コロナ臨時交付金、1億7000万円、第2次分ではありますが、これを補正予算化しました。この金額は、町民1人当たりで5万7000円分です。令和元年度の町税が3億1700万円ですので、この交付金がいかに大きな金額かわかります。しかし、町の事業メニューを見ますと、役場の備品や公用車の購入、倉庫の建設、千代姫荘の空調更新、東栄温泉の券売機の更新など、巨額の設備投資が目立ちます。例えば、議会費、ワイヤレス会議システム導入事業490万円。財産管理費、倉庫、防災活動支援事業3070万円。農業費、千代姫荘への空調機更新2322万円、商工費、温泉施設費、キャッシュレス対応券売機1317万円、公用車購入、ハイリスク者訪問感染防止事業312万円です。私は、9月11日の常任委員会で、一つ一つ、コロナ対策との関連性を伺うと質問しましたが、町の答弁に心からの納得は得られませんでした。さらに、当初予算として、本来、コロナ対策とは関係なく、執行予定であった事業、例えば、のき山学校の耐震診断委託事業165万円。暮らしのカラフルパッケージ事業518万円、電子黒板の購入250万円など、今回のコロナ対策交付金に組み替えて計上した事業もあります。町の答弁では、当初予算も対象とされているというものです。しかしながら、臨時交付金Q&A第二版によりますと、国は、各地方公共団体の判断で対応願いたいとしており、まさに、町長の見識が問われていると思います。本当にこんな交付金の使い方をしてよいのでしょうか。町経済課は、今議会で、一つは、国の持続化給付事業に独自の上乗せ給付、法人で最大50万円、個人で25万円を上限に給付する上乗せ給付の増額補正1746万円。二つ目は、コロナで売り上げの減少が3割から5割未満の事業者に対する支援金、法人で25万円、個人で12.5万円を上限といた、こちらが404万円であります。こういった支援メニューを、商工会との相談の上で計上しております。私はこの事業こそ、文字どおりコロナ対策だと思います。さらに、町経済課は、町内事業者の持続化給付申請が、8月末現在で43件1000万円分であり、今後は100件にまで広がる見込みと答弁しました。この数は、町内の約240事業者の半数近くに上り、感染者の出ていない東栄町でも、地域経済は重大な危機を迎えていることがわかります。他方、町内の民間労働者や年金生活者の暮らしについては、聞き取りやアンケートなど影響調査が行われた様子はありません。町民の生活実態を把握せずに役場や関連施設の大規模な設備投資を優先するのでは、町民の理解を得られるとは思いません。私からは、三つの提案、検討を求めました。一つは、コロナの危険性と直面しながら働く町内の医療機関や歯科の医療従事者、そして町内の介護従事者への危険手当、健康維持のための手当、二つ目は、愛知県下32の自治体

に広がる水道料金の減免の検討。三つ目は、保護者から、小学校の修学旅行、中学校のカナダ研修の中止で思い出づくりができなくなった、何かかわりの旅行イベントを企画してほしいとの要望があって、新聞報道によりますと、修学旅行を再開している学校も出ているという中で、生徒たちの思い出づくりにつながる事業の検討、以上3点を求めました。町は、1点目について、県の施策があるから検討しなかった。2点目について、猶予申請は1件もなく、水道使用料も変わっていないため直ちに減免はしない。3点目、中学3年生は受験に影響がないように日帰りの遠足を、中学2年生は石川県金沢市へのバス旅行を、小学6年生は奈良県への修学旅行を準備していると答弁しました。私は、町教育課の努力を評価したいと思います。私は、コロナ禍のもと、町民の皆さんから、稼ぎが変わらないのは、役場とおたくら議員だけだと言われます。国の臨時交付金の使い道は、水道料金、国保料の減免、医療、介護従事者への手当など、町民、事業者、医療従事者など、広く行き渡るべきものであると考え、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

補正予算に賛成をいたします。ただ今、反対討論がありました。ありましたが、この内容にいささか疑問が、非常に疑問が多々あると考えております。というのは、まず、いろんな備品や公用車を買った、或いは千代姫荘の設備投資に使っている、これはコロナとは関係ないとおっしゃっていますが、執行部の答弁にもありましたように、公用車は、例えば、車も古くなってきたし、できるだけ密を避けるような、あるいは診療所の車、診察するための車であるというような説明もありました。あるいは、千代姫荘なんかの空調設備、確かに一般の方々から聞きますと関係ないかのようにも、そういうふうに言われると聞こえますが、実は大いに関係があるのではないか。例えば、今のところ東栄町は幸い住民の皆さんの御理解によって、1件もコロナに感染した方は、今のところ見えていない。ところが、これだけ感染が拡大していくと、いつ東栄町に入ってくるかともわからない。そのための対策は十分町としてもとるべきである。仮に、東栄町にコロナ感染の家庭、家族が出た場合に、いわゆる病院に隔離するのか、どこに隔離するのかということを考えなくてはならない。今のこの東栄町の中では、医療センターに隔離するのは非常に難しいだろうと、高齢者の方も、体のケ

アの方も通っておられる医療センターに、2週間とどめておくことは非常に難しいだろう。となると、愛知県や他の市町村がやっているように、ホテルを使うなどして、そこに、2週間とどまってくださいといったときに、一つの案としては、例えば、この東栄町であれば、この公共施設である千代姫荘を使うというのは一つの大きな方法ではないのかな。これは決してそうだという、それが1番いいというわけじゃなくて、一つの案でもあるというふうに思います。例えば民間の旅館やグリーンハウスのようなところを使うというのは、非常に難しい。そういう意味では、コロナ対策のための、いわゆる空調設備を設けるというのは、非常に有効な、いわゆる準備としては、それを使うというわけではなく、くどいようですが使えというわけでありませぬ。一つの方法としては、そういった準備が必要であると考えます。そしてもう一つというか、コロナ対策で、先ほど言ったように約1億7000万の国が交付金を出す。これについては、自治体の判断に委ねるということで非常に、使い幅が大きく、制限がなくて大きくされております。自治体の考え方によって、色々なものに使えると、コロナに係るようなもの。話が遠くても、使ってもよろしいということになっています。今当面する東栄町が抱えている課題、お金がなくてなかなか回らない、あるいは、できるだけ東栄町の財政を豊かにとか、無駄にお金を使わないようにするためにということ、当面、抱えている、今までの、いわゆる当初予算あるいは補正予算でとってきた予算の財源に充てる、あるいは、今までやろうと思ってもなかなかできなかったことを、コロナ対策でやるということは、町の執行部の考え方としては間違っていない。そうすべきだと私は考えますので、この補正予算に賛成をいたします。

議長（原田安生君）

ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第51号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者 6名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、議案第51号、令和2年度東栄町一般会計補正予算第5号についての件は、原案のとおり可決されました。

----- **議案第52号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 20、議案第 52 号、令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 2 号についての件を議題といたします。議案第 52 号の質疑に入ります。補正予算説明書の歳入歳出全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

4 番。まず、原案に反対者の発言を許します。

4 番（浅尾もと子君）

反対の立場で討論を行います。東栄町は、9 月議会で国の新型コロナ臨時交付金 1 億 7000 万円（第 2 次分）を補正予算化しました。この医療センター特別会計では、公用車の購入、ハイリスク者訪問感染防止事業として 312 万円が計上されました。公用車は軽自動車の新車 2 台の購入とのこと。私の、なぜ新車なのかという質疑に対して、町が中古車でもよかったが今回は新車にしたと答弁しました。私は、コロナ対策との関係も、新車である必然性についても納得できないため反対いたします。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（伊藤芳孝君）

議案第 52 号、令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 2 号に対して賛成の立場で討論させていただきます。本東栄医療センター特別会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関連し利用するための公用車購入と病院事業債の借り換えであります。現在、コロナ対策もあり、公用車が足りない状況のため軽自動車を 2 台購入するための予算です。高級車を購入するわけでもありません。しかも財源は、コロナ対策にかかわる地方創生臨時交付金であり全額国の補助であります。100 分の 100 です。中古車などにすれば、すぐに更改の時期がきます。その時は、自己資金に

なると思います。山村の貧しい町村は、交付税に頼って生きているのが現実です。ここに住む住民が、高校もなくなってしまったような恵まれない環境の中で、田畑を守り、山の手入れをし、下流域の都市部の水源や環境を守っているのです。東京とは違うのです。そんな町が、地方創生のための交付金を使わせてもらって、どこがいけないのでしょうか。また、医療機器整備事業としての、病院事業債を過疎債へ借りかえますがこれも問題ありません。したがって、東栄医療センター特別会計補正予算第2号に賛成します。以上で、賛成討論とさせていただきます。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより、議案第52号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者 6名>

議長（原田安生君）

挙手多数であります。よって、議案第52号、令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算第2号についての件は、原案のとおり可決されました。

----- 意見書第2号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第21、意見書第2号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。文教福祉委員長。

5番（加藤彰男君）

意見書第2号、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について。地方自治法第99条の規定による別紙意見

書案を東栄町議会会議規則第 13 条の規定により提出する。令和 2 年 9 月 15 日提出。提出者、東栄町議会議員加藤彰男、賛成者、東栄町議会議員、伊藤真千子、内容の詳細につきましては、議会事務局長から朗読、説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（原田安生君）

それでは、議会事務局長に説明させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、議会事務局長

議会事務局長（亀山和正君）

それでは、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書、案について朗読させていただきます。未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では、子供たちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など、子供たちを取り巻く教育課題は、依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度、文部科学省は、1920 人の定数改善も示した。しかし、少人数学級の推進や、教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。現在、小学校では、新学習指導要領が全面実施となり、外国語教育については、学習内容の授業時数の増加により、子供たちや学校現場の負担となっている。という声が大きい。子供たち一人一人への、指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校英語専科教員の全校配置が必要である。また少人数学級は、地域保護者からも、一人一人の子供にも、きめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたものであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を 2 分の 1 へ復元することは、国が果たさなければならぬ大きな責任の一つである。よって貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率 2 分の 1 への復元に向けて、

十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。以上地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。以上です。

議長（原田安生君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。（「議長、2 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2 番。

2 番（森田昭夫君）

このことについて、これ提案されたわけですので、提案者に質問をしたいと思えます。まず、定数改善ということで、少人数学級は地域、保護者からも、一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれると、だから少人数学級にしろと、こういうことなのですが、ここで言う少人数学級と言っているのは、多分、35 人学級にしろということではないかなとこう思っていますが、東栄町の子供たちが今何人いるのか、御存じなのでしょう。東栄町は 180 人にも満たない、170 数人ですよ。180 人としても、9 学級がありますので、1 学級 20 人以下。これからますます増える見込みも無いわけですので、もっと少なくなっていくだろう。思います。むしろ、このことよりも、複式学級が心配される状況、人数を少人数にするどころか、少なすぎて複式学級が危惧される。したがって、北設楽郡の教職員たちは、複式学級をやめにしてほしい、学級単位の授業を続けさせてほしいと。やっぱり、複式学級では非常に授業の進め方に問題があるから、ということでそういった要望をしているわけ。この人数を少なくしろというのは全く逆の考え方ではないのかなあ。もう一つ、この 2 分の 1 から 3 分の 1 にしろとっておりますが、この 2 分の 1 から 3 分の 1 になった経緯や経過、そして、どこが、どういう財政負担をしているのか、承知しているのかお伺いをします。2 点。東栄町と先ほど言った定数が余りにも中身が合わない、内容が東栄町の教育にや、少なくしろと言っても、全然意味のないようなことを言っていると。もう一つ改めて言いますが、2 分の 1 から 3 分の 1 になることによって、どこの誰がどういうふうな財政負担をしているのか、あるいはその財政措置はどうなっているのか。承知しているかどうか。その 2 点をまずお伺いをしたいと思います。

議長（原田安生君）

提案者、5 番。

5 番（加藤彰男君）

2点、主にあるわけですがけれども。1点目、いわゆる先生方の学校での定数、教員の配置という問題、これが都市部においては、いわゆる、学校の規模大きいとかそういうことによって、少人数教育を進めていくためには、先生方の配置を増やしていく、ある意味、現状からすると、加配していくということによって、小人数学級を増やしていくと、いう点になるわけです。これ一般的にニュースとなっていますけども、もう一方でこの地域、過疎地どうかということについて言うならば、やはり改めて全般にやっぱり教育現場が長時間労働になって先生が過重になっている。それからさまざま教育の実際の授業以外に公務等が増えているという点があります。以前、この要望について、受ける場がありました。その時にその確認しましたときにやはり都市部でのそういう定数ですね、教員の配置ということを、ふやす側面とやはり山間地も含めて全国の全体の教育現場に、教員の先生方の配置をしっかりと行っていくと、こういう形のいわゆる教職員の定数改善計画というのが求められているということです。ですからこれは、地域を問わず、子供たちにとっても大変重要な教育を保障されていくという支えになるというふうに思います、それから、いわゆる国庫負担の問題なのですが、これは、ここにありますように、2分の1から3分の1に引き上げられたというふうになるわけですが、これはいわゆる小泉改革の中の三位一体改革の中で、こういうふうな、引き下げが行われてきたというふうになるわけです。ただ一方で憲法26条のところでは、国として、教育を受ける権利、教育の義務について定めております。これは等しく、受ける権利があるということを述べているわけですが、同時にこれは憲法上、その機会を保障していくのだと、国自身が、その点を考えるならば、義務教育における無償化という問題は、さらに今のところでは、いろいろ給食費の問題含めて、それから教材の問題含めて、さまざまところを含めて、無償化論議というのは必要じゃないかというふうに言われているわけです。まさに国、世界全体で言えば、子供の権利条約含めて、やはり子供この権利としての中における教育の保障という問題になっています。ここはやはり憲法を定められた、教育権を保障していく立場からするならば、これは、国が全面的に見るという論議もあるわけですから、現状の3分の1から2分の1に戻していくというのは、極めて適切な要望だというふうに思います。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番

2 番（森田昭夫君）

これ3回までだったかね。2回目申し上げます。まず、ただいま答弁いただきまし

たが、この中に教員の配置を増やせ、田舎の教職員を増やせなんてどこにも書かれていませんよね。言ってみれば、私はこれ、内容をよく読んでみたのですが、先ほど言ったように提案者が言ったように都市部の学校の教室の定数を35人にしてほしいという内容であって、山間地域のいわゆる人口少ない、子供たちも少ないところの教職員をふやせとか、労働時間が大変だなんて、どこにも何も出てない。こんなじゃ意味が通じないのじゃないですか、こんな要望書を内閣総理大臣や内閣官房長官に出したって、こんな内容じゃ何の意味も通じない。もう一つ、国の負担が2分の1から3分の1になったという、答えにはなっていないのですが、私のほうから内容を申し上げますか。これ、国が三位一体で確かに改革を行われて2分の1から3分の1になったわけですが、この減った部分はどういうふうにやったかという、国は地方交付税で財政措置をしたのです。しかも、この減ったのは、市町村は、いわゆる建築をする学校の設備費、こういったものが2分の1残したままなのです。教職員の給与を2分の1から3分の1にしたわけです。東栄町は、教職員に給料を払っていますか、払っていませんよね。払っているのは愛知県、県、都道府県です。都道府県の費用が2分の1から3分の1に減ったということで、我々、自治体には何の関係もない。何の関係もない要望書を提出するのですか。議会として。余りにも思慮、分別がないと思いませんか。本来なら、こういったことを研究や議論するところは、東栄町に関係のないところですから、関係のあるところの議会がやるべきであると考えます。この要望書が、教職員組合から出されたから、これは上げよう、上げるっていうのは、余りにも、勉強が足りない思慮もない、というふうに言わざるをえません、その辺のところは、提案者、どのようにお考えでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

まず、2点の論点ですからそれについて改めて説明して答えたいと思いますけども。いわゆるその文科省が全体の教員配置の定数とか、配置の部分について政策をもって考えていくという点、その点では定数改善計画という点では、都市部における課題としての定数改善もあるし、これは日本全体の中の教育の現場を底上げしていくという点での定数改善計画という点もあるわけです。ですから、今お話しのように、ここの中で、山間地のことは書いてないけどということだったのですけども、全国の教育現場から上がってくる背景として、その一つとして、都市部だけの問題ではないのだと。全体にわたって、教育現場における、さまざまな条件を変えていく大きな一つとして、教員配置の問題があるのだという点が1点です。それから、先ほどの義務教育費の負担の問題です。例えばそのハード面においても、この間の議論がありますように、基

準財政需要額の中でどう入れていくのかというふうな部分が、常に、地方交付税が交付された段階の中で不安定さを持っているというのは、改めて言うまでもないということだと思います。ただし、そうだというふうな人も、いわゆる地方交付税の中でどうしていくのかというのがありますけども、人件費の部分のどこというふうに、考えたときに、やはりこれは、この地域のとこだけじゃなくて、この要望は、ほぼ、地方6団体、例えば、知事会、それから市長会、町村会、そしてそれと今議会の県議会、市議会、町村議会、この6団体の中でこれ共通して要望が上げられているというふうに思います。それぞれがどう判断するかですけども、これは日本全体の地方において、私たち議会、そして、東栄町ならば、町長が属する町村会、これ全国町村会を含めて、この地方6団体がやはりこの教育現場を支えていくのだと。その中で、国に要望していくのだというふうになるわけです。ですから、県費負担の部分があるにしても、私たちは、町村として、ともに都道府県の団体と一緒にやっていくのだと。市の状況を含めて、地方6団体がやっぱりやっていくのだと、これが日本の教育をやっぱり良くしていきたいという願いだというふうに思いますので、私はそのように、この分については理解していくというふうに思います。

(「議長、2番」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、2番。

2番 (森田昭夫君)

最後の質問をさせていただきます。まず、言葉として、揚げ足をとるようですが、基準財政需要の中でどう扱っていくか。基準財政需要額、東栄町の基準財政需要額を、我々この東栄町議会では論じているわけですよ。愛知県の基準財政需要額を論じているわけではない。ですから、ここでは全くその話、おかしい、全然違うところの話をしているのじゃないか。あるいは、国の関係ですので、国、いわゆる、ここで話というのは、東栄町の教育のことを論じておるわけで、国や県政について論じている場ではないですし、論じるところでもない。それは、その場その場それぞれ適正な場所があるわけです。もう一つ、地方6団体がやっていると思うというふうにおっしゃっていますが、これ一つ、ここに資料がございます。これ三位一体の改革で義務教育費の国庫負担制度が変わったとき、これは平成18年に変わっているのですが、平成17年度、いわゆる小泉内閣の時にいわゆる国庫負担が余りにも大きいと。三位一体で、いわゆる、財源を地方に移譲した場合、先ほど言ったように、交付税で地方に与えた上で教育改革をしたいとするところが、いわゆる中央教育審議会、そういうところで図られたのです。そのときの議論の話なのですが、いわゆる地方公共6団体というのは、我々の最上級機関であるような全国の市町村議長会、あるいは全国の町村

会、そしてもう一つは、全国の市議会、市長会、あるいは県の議会、知事会、これを6団体というのですが、この6団体の委員たちが、最後の最後まで徹底抗戦をして、これを国庫負担2分の1ではなくて、一般財源化して欲しいということでかなり強い意見があったようです。最後の最後までもめたのは、地方6団体は、一般財源化すべきだと。言ってみれば、この補助制度をなくせと。もっと地方の裁量に任せろと、いうことを言ってきましたが、当時の文科省は、それをやると、いわゆる地域間格差が、財政の豊かなところと、豊かでないところとか、あるいは、やり方によって、地域間格差が生じる、ということもあって、文科省は、2分の1から3分の1で、あとのいわゆる地方に委ねられた部分は、地方の裁量に任せたわけです。ですから、そのときの地方の裁量を増やしたことによって、どういうふうになったかという、それまでは、30人学級は、いわゆる給与水準としては、国は払わない、30人学級だと、ところが、この改革によって30人学級でも、地方の裁量権で交付するというので、いわゆる2分の1から3分の1になって、これ、このほかに、いろんなことが大きく変わっているわけです、現在でも。今は30人学級でも、国は、教員の給与を国が負担しているわけです。そういった、いわゆる教育っていうのは、年を追うごとにどんどん変化していくわけです。したがって、このような内容をきちんと精査もせず、近隣の市町村がやっているからとか、ただ補助金をふやせばいいことじゃないかと、内容を見ずにやってしまう、こんな思慮のない分別のない、要望、要求はないのではないかと、余りにも恥ずかしいのではないかと。こう考えますが、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

いくつかありますけども、一つは財源のところ、基準財政需要額は東栄町のことから言っていますけども、これはいわゆる地方公共団体という点で言いますと、市町村も県も含めて、国が確保した財源の中でどう地方に分配するのか適切に、その部分では基準財需要額のとときの算定の問題というのは常にずっと問われてきたわけです。それが、先ほどの話で、2000年の時に、地方分権というふうな流れで進んでいくわけです。具体的に、じゃあ、地方分権するのだったら、財源は地方にちゃんと出すべきだと、これが多分一般財源化の要望だったわけですね。いわゆるそのひもがつかない形でやるべきだと。しかしそれも途中で、まさに今安倍政権が変わって終わるわけですけども、地方分権に逆行する、まさに政治が始まってしまったと。それが地方では、地方創生とかそういうふうな名のもとに、結果的に今、地方に、これやれあれやれという、地方分権とまた逆のですね。まさに、もしかしたら中央コントロー

ル型そのものが進んできたことによって、各自治体は、その義務化することによっていろいろな事業をしなくちゃいけないという、こういう構造になったわけです。ですから、一般財源の問題は少しプロセスでとらえていく必要があると思いますね。だからこそ、つまり地方分権で、地方分権の中で地方に、その財源も含めてちゃんと確保していくのだと、そこまでいけばまたステージが違うわけです。それが中途半端に終わった中においては、今逆に戻っているという、だからこそもう一度、憲法における、基本的な権利義務として、この教育を国がちゃんと責任を持って、そのためには必要な先生を配置する、そして必要な財源は、ちゃんとそこに使うのだと。いうことで、これが根底的なこの要望の背景になっていると思います。私は極めて今日的に、この時代の変化の中だからこそ、要望をどう具体的に実現するのか。これに、今私たち地方はともに力を合わせて取り組んでいく。この意見書だというふうに思います。以上です。

議長（原田安生君）

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。

本件は、討論を省略して、採決に入ることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

今話を聞いていますと、これは採決をとらねばならないと思いますので、挙手により、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者6名>

議長（原田安生君）

挙手多数です。よって、意見書第2号の件は、原案のとおり、第2号は、国に意見書として提出をします。いうことに決定をいたしましたので、お願いをいたします。

意見書第3号

議長（原田安生君）

次に、日程第22、意見書第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書案の提出についての件を議題と

いたします。提出者の説明を求めます。

(「議長、1番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、1番。総務経済委員長。

1番（伊藤芳孝君）

意見書第3号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案の提出について。地方自治法第99条の規定による別紙意見書案を東栄町議会会議規則第13条の規定により提出する。令和2年9月15日提出、提出者、東栄町議会議員伊藤芳孝、賛成者、同じく山本典式。内容の詳細につきましては、議会事務局長から朗読、説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（原田安生君）

それでは、議会事務局長に説明させます。

(「議長、議会事務局長」の声あり)

議会事務局長（亀山和正君）

それでは読み上げます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)について朗読させていただきます。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがなくなっている。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。よって国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。4、税源の、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な、整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有

効性、緊急性等を厳格に判断すること。5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産も含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというので、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、ほか7大臣でございます。以上です。

議長（原田安生君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。

本件は討論を省略して、直ちに採決に入ることに御異議ございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。意見書第3号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、意見書第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案の提出についての件は、原案のとおり可決されました。あらかじめ皆さんにお願いをしておきます。若干12時を過ぎるかもしれませんが、続けてやりますので、よろしく願いいたします。

----- 報告第7号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第23、報告第7号専決処分した事件の報告についてを議題といたします。執行部の報告を求めます。
（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

1件追加上程させていただきます。それでは報告第7号、専決処分した事件の報告について。これは地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので2項の規定により報告させていただくものでございます。最初に、本来専決処分をした事項につきましては地方自治法により、事項を次の議会で報告することとなっておりますが、今回遅れて報告させていただく事項もあり、以後このようなことがないように注意し、適正に議会で報告させていただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。それでは1枚めくっていただきたいと思っております。これはいずれも今回の報告は、交通事故等に係る、3案件でございます。損害を与え和解に至った相手方、事故の概要、損害賠償額について専決処分をいたしました。この事項を報告させていただきます。ここでは最初のページ、専決第7号でございますが、損害賠償額の決定及び和解についてであります。中段から下のほうに、1、和解の相手方、ここは省略させていただいております。2としまして、事故の概要ですが、令和2年2月8日正午ごろ、浜松市内の駐車場において、駐車中の公用車に乗車しようとしたところ公用車のドアが隣に駐車していた、車両に接触して損害を与えた。損害賠償額ですが9万4688円であります。もう1枚めくっていただきますと、専決第4号でございます。これは平成30年4月23日に専決処分したものでございます。同じく、中段から下ですが、和解の相手方、省略とさせていただきます。2としまして事故の概要でございますが、これは平成30年1月18日午前9時ごろ町道本郷下川農免線を走行中、すれ違いのために減速したところ路面凍結のため、双方の車両がスリップし、接触、双方の車両の一部が破損をした事例でございます。損害賠償額が10万3524円であります。続きまして、専決の第6号でございます。これは平成28年9月27日に専決処分させていただいたものでございます。同じく和解の相手方は省略させていただいております。事故の概要ですが、平成28年9月3日、午後7時ごろ、グリーンハウス玄関前にて、公用車を後進させたところ、後方に停車していた車両に接触し、損害を与えた事例です。損害賠償額15万8406円であります。以上であります。

議長（原田安生君）

報告第7号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

確認ですけど、賠償額の関係と保険の関係、これはどういうふうな形になっていま
すか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

民間の保険会社が仲介に入りまして、いろいろ交渉していただきまして、和解して、
示談が成立するわけでございますが、保険会社を通じての保険金の支払いとなります。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

今さかのぼって報告があったわけですが、これは事故ということで、全て保険金で
処理をしておるということで、予算が伴わない、予算がつかないものですから、今ま
では慣例的っていうことで、そんな言い方ないかもしれませんが、報告してこなかっ
たということだと思いののですが、今後はこの件については報告をきちんとやっていく
ってことですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

これどうしてもどうしてもといいますか専決処分をしますので、専決処分いたしま
すと、自治法の180条の規定によりまして、議会に報告することになっておりますの
で、この辺で、今回、次回からは報告させていただきたいと思っております。以上で

す。

(「議長、4番」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、4番。

4番 (浅尾もと子君)

専決処分について議員必携では、次のように書いてあります。町村長が専決処分をした場合は次の会議において報告をし、承認を求めなければならない。この承認は、町村長が議会にかわって行った意思決定の責任を解除する重要な意義を持つものである、したがって議会は承認を求められたら慎重な検討を加えた上で、承認不承認を決めるべきである。もし招集する時間的余裕があったと思われるのに、町村長が、主観的に時間的余裕がないとして、専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては毅然たる態度で不承認として、町村長に反省を与え、今後戒めるべきであると書いてあります。その上で伺いますが、なぜこれほどまでに報告が遅れてしまったのか、平成28年、およそ4年前の事故であります。本当に議会に報告すべきだという認識がこれまでなかったのか伺います。

(「議長、町長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、町長。

町長 (村上孝治君)

今回、冒頭におわびを申し上げたとおりであります。本来なら専決をした次の直近の議会に報告するということを怠ったことをまずおわびを申し上げます。今回、上程をさせていただいたのは、私の任期中のもの案件を載せさせていただきました。過去にも当然交通事故等もありましたが、過去も数件の未報告があり、全て報告を怠っておりました。このことについても反省をし、今後しっかり対応させていただきたいと思っております。以上です。

(「議長、4番」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、4番。

4番 (浅尾もと子君)

今回の報告について、この議会の最終日の本日ではありますが、本今朝、議員に対し

ては配付されたものであります。事前の説明も行われていませんでした。この緊急の提案になった理由を伺います。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほどお話をさせていただいたとおり、保険対応させていただき、和解が成立しておるところであります。本来なら和解ができなければ訴訟になるという状況であります。そういう状況でございましたので、しっかり精査をさせていただいて、議会の最終日になってしまったこともまたお詫びを申し上げますが、そういう状況であります。よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

同じ案だと3回までとなるのですがよろしいですか。

4番（浅尾もと子君）

はい。保険の和解が成立したということなのですが、この3点全てが保険の和解が成立したのがこの議会のタイミングであったということによろしいですか。

(「議長、町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

ここに書いてあるとおりでありますので、御理解をいただきたいと。以上です。

議長（原田安生君）

ほかございますか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。報告第7号を終わります。

----- 継続審査 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 24、議会運営委員会の閉会中の継続審査についての件を議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会期中、皆様方の御協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。これをもちまして、令和 2 年第 3 回東栄町議会定例会を閉会いたします。

<閉 会 12:04>

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長

署名議員

署名議員